

介護等での鹿児島離島割引カード（準住民）発行申請について

令和6年4月より、介護のために本土から来島される方は準住民として「鹿児島離島割引カード（準住民）」で運賃割引が利用できるようになりました。

- 対象航路：鹿児島⇄徳之島間
※奄美群島間・徳之島⇄沖縄の移動は適用外
- 割引額：通常の離島割カードと同額（約半額）

1. 対象者

徳之島に住んでいる要介護認定または要支援認定を受けている親族の介護のため反復継続的（年3回以上）に本土から来島される方

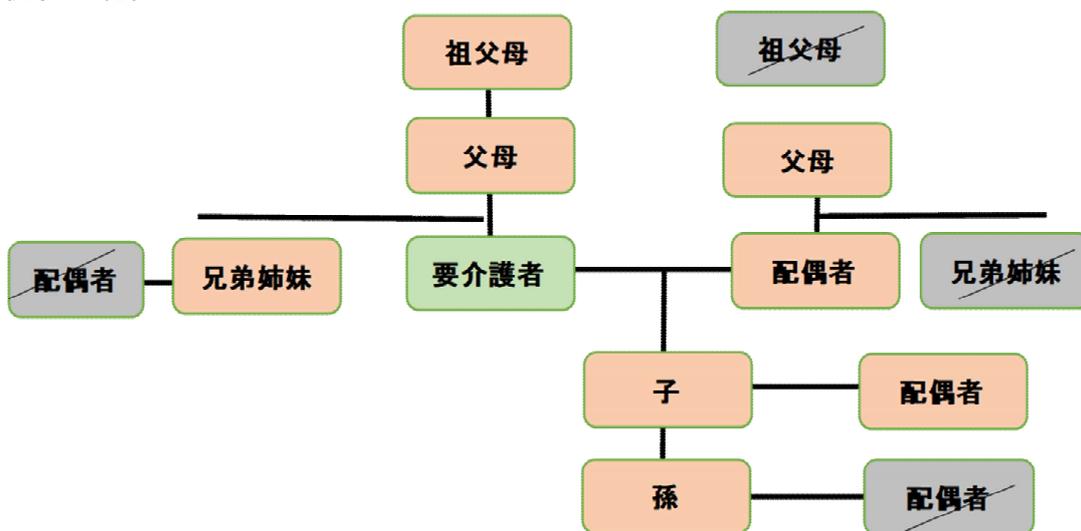
※対象者が伊仙町に住んでいた実績は必要ありません。

※実績確認について：更新段階で領収書等（来島者、搭乗日、国境離島島民割引の利用がわかる文言、航路が記載されている支払いが証明できるもの）が必要です。

（注）船舶の乗船券は下船時に回収されるため、手元に残りません。購入時に乗船者、乗下船日、乗船・下船地の記載をしてもらう等、利用後に提出書類が揃わないことがないように、船・飛行機どちらの利用時にも注意して来島準備をされてください。

年3回分の実績書類が確認できない場合は、次の1年間更新されず、カードの作成ができません。また、返金の対象になる可能性がありますのでご承知おきください。

●親族の範囲



介護等での鹿児島離島割引カード（準住民）発行申請について

2. 申請書の提出（郵送請求可）

●提出物

- ・申請書（伊仙町役場ホームページからダウンロードできます）
- ・介護を要する方の要介護人者等の介護保険被保険者証、介護認定結果通知書、介護区分変更通知書のいずれかの写し
- ・親族と分かる（関係性が分かる）戸籍（写し可）※発行から6か月以内
- ・写真（縦3cm×横2.5cm）※正面を向いて、帽子等をかぶっておらず、胸から上を撮影しているもの。
- ・身分証明書 ※写しでも可
【例】住民票（発行から6か月以内）、マイナンバーカード、運転免許証（自動車、船舶等）、国民健康保険証、後期高齢者医療保険者証、年金手帳、障がい者手帳、介護保険証、社会保険被保険者証、その他公的機関が発行した証明書等

※郵送手続きの場合は、上記書類に加え、返信用封筒（切手と住所付）を同封してください。戸籍謄本はお近くの役場で広域交付にて取得することが可能です。詳しくはお近くの市町村役場にお尋ねください。

3. 有効期限

交付から1年間 ※1年間ごとに更新となります。

4. 交付窓口（申請書送付先）

〒891-8293 鹿児島県大島郡伊仙町伊仙1842
伊仙町役場 暮らし支援課宛て TEL：0997-86-3113